

（仮称）浦安市まちづくりに関する条例懇話会設置要綱

（設置）

第1条 （仮称）浦安市まちづくりに関する条例（以下「条例」という。）の制定にあたり、条例の規定内容について幅広く意見を求めるため、（仮称）浦安市まちづくりに関する条例懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

なお、懇話会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

（委員の所掌事務）

第2条 懇話会委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 条例の制定にあたり、条例の規定内容について意見を述べること。
- (2) その他条例の制定に必要な事項。

（組織）

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

（会長及び副会長）

第4条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第5条 懇話会は、市長が委員に出席を依頼する。

- 2 懇話会の会議は、会長が会議の議長となる。
- 3 懇話会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 懇話会に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。